

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害リスク

(1) 洪水

当市のハザードマップによると、当会が立地する地域において浸水は予想されていない。しかしながら、作田川・境川流域の日向地域や小売業者等が集積している成東地域では0.5 m以上の浸水が予想されており、場所によっては最大で5 mの浸水が予想されている。また、木戸川流域の豊岡地域でも0.5 m以上の浸水が予想されており、場所によっては最大5 mの浸水が予想されているなど、作田川・境川流域や木戸川流域の浸水リスクは大きいものとなっている。

(2) 土砂災害

当市のハザードマップによると、市内には大小合わせて75箇所の土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域が指定されている。しかしながら、危険箇所の多くは商工業者が点在あるいは集積しているエリアから外れている。

(3) 地震

当市のハザードマップによると、山武市に大きな影響が想定される地震として、中央防災会議での検討を参考に、揺れの大きな直下地震と津波の恐れのあるプレート境界の地震を想定しており、これらの地震が発生した場合、当市では最大で震度6強の揺れが発生し、建物倒壊等の被害が発生することが想定されている。また、国の地震調査委員会(2014)によると、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生 of 蓋然性が高い状況にあるとしている。

(4) 津波

当市のハザードマップによると、太平洋の海溝部でプレートにより起こる地震が発生した場合に津波の恐れがあり、最大津波高を10 mと想定されている。

(5) その他

平成23年3月の東日本大震災では、当市において最大震度5強の揺れが発生し、市内各所において津波による浸水被害や家屋等への被害が発生するなど、甚大な被害が発生した。

2 商工業者の状況 (令和2年4月1日現在)

(1) 商工業者数 1, 377人 (出典: 令和2年商工会実態調査)

(2) 小規模事業者数 1, 337人 (出典: 令和2年商工会実態調査)

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	288	281	市内に広く分散
製造業	185	174	工業団地周辺に分布
卸・小売業	346	334	駅周辺、国道沿いに分布
サービス業	477	468	駅周辺、国道沿いに分布
その他	81	80	市内に広く分散
合 計	1,377	1,337	

3 これまでの取組

(1) 当市の取組

① 山武市地域防災計画の策定

当市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、「山武市地域防災計画（総則編、地震・津波編、風水害等編、大規模事故編、巻末資料で構成）」を策定している。

② 防災訓練の実施

当市では、災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練をはじめ個別訓練（津波避難訓練等）を毎年度実施している。

③ 防災備品の備蓄

当市では、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（千葉県平成24年8月）に基づき、備蓄品等の整備を図っている。また、備蓄物資の選定に際しては、男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズに配慮した女性用品、乳児用品、要配慮者用の資機材等を備蓄するよう努めている。

④ 防災備蓄倉庫の整備

災害時の避難所となる小・中学校等に防災備蓄倉庫を整備し、食料、毛布など防災用品の備蓄を図っている。

(2) 当会の取組

① BCP（事業継続計画）に関する各種施策の周知

② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進

③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

④ 日本政策金融公庫や県市などの公的な各種融資制度の斡旋

⑤ 国、県及び市が行った商工業関係被害状況調査への協力

## II 課題

- 1 当市の防災計画では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は商工業関係被害状況調査の協力や救助用物資、復旧資材の確保についての協力、融資の取りまとめ・斡旋等と漠然的な記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と当市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。
- 2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- 3 B C P（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- 4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やB C P（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

## III 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やB C P（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

### II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### 1 事前の対策

##### (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 市広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会等を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

##### (2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを策定

##### (3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資をうけられるように、金融機関と連携する。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

##### (4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）支援を実施する。
- ② BCP（事業継続計画）策定個別相談会等に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ③ 当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当市担当者、当会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

##### (5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当会と当市とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年度、当市主催に

よる大規模な災害訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を購入する。

防災備品 購入一覧

種 類	個 数	種 類	個 数
防寒アルミシート	100枚	懐中電灯・ランタン	12個
簡易防寒具（カイロ等）	200個	乾電池	適宜
ヘルメット	10個	ラジオ付き手動充電器	4台
作業用ゴム手袋	20組	非常用簡易トイレ	8個
軍手	100組	ポケットティッシュ	400個
簡易雨具	100枚	マッチ・ライター	適宜
スリッパ	100組	防虫スプレー	適宜
飲料水	100L	発電機	3台
非常用ポリタンク	10個	ポット	8個
簡易食器	200枚	扇風機	8台
救急セット	3セット	スコップ	3本
土嚢袋	20枚	脚立	2台
ブルーシート	20枚	ハンマー	1本
トイレットペーパー	200巻	マスク	500枚
タオル	100枚	ハンドアルコール	10本
ハンドソープ	10個	抗菌アルコール	10本

※上記防災備品は本計画期間中（令和3年度から令和7年度）に購入する。  
 なお、毎年度の購入は年度初めに検討する。

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

① 当会事務局長は発災後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。

※事務局長が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。

- ② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当会と当市で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
- (ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- (イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
- (ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
成東地区	理事	15人	大まかな被害状況の把握等
松尾地区	理事	7人	〃
山武地区	理事	7人	〃
蓮沼地区	理事	4人	〃

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内実施し、その状況を当会と当市で共有する。  
(山武市商工会と山武市で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない</li> </ul>

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考えます。

④ 山武市商工会と山武市とは災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

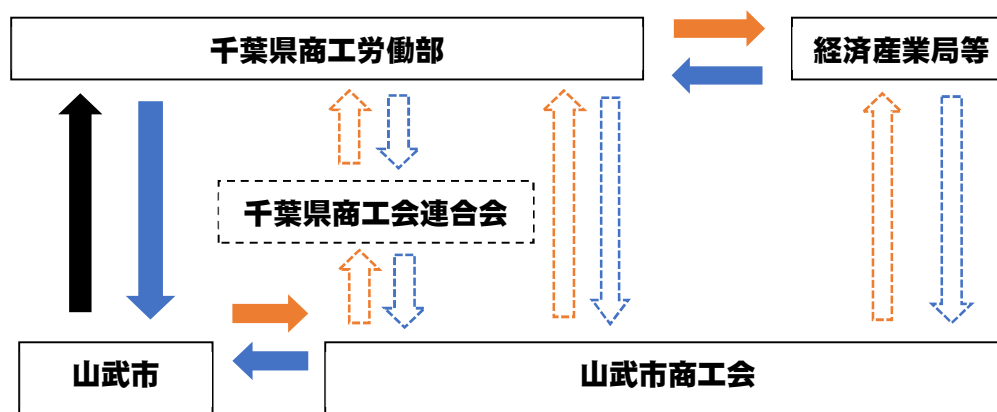
発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

### 3 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



(2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

当会及び当市からの要請等に基づき、当会の役員と総代が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員及び総代は被災地域以外の者とする。

(3) 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

#### ① 確認方法

当会の役員、総代及び職員で構成する「災害復旧支援班」を組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：総代2名、職員1名

※役員及び総代は被災地域以外の者とする。

#### ② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当市であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 当会と当市が共有した上記の(2)及び(3)の情報は千葉県の指定する方法にて当市より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

#### 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は次のとおりとする。

- (1) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。
- (2) 当会の発電機等機材を貸出する。
- (3) ブルーシート等を配布する。
- (4) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について山武市と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- (5) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- (6) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (7) 応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- (8) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策(国、県、市の施策)についての説明会及び個別相談会を開催する。

#### 5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資(セーフティネット資金・一般枠)等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。
- (6) 市内商店会の災害復旧・復興事業を支援する。

#### 6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

##### (1) 事前の対策

- ① Web会議や交代勤務(在宅勤務)の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。  
(注) 前記Ⅱの1の(6)の主な防災備品購入一覧に記載のとおり

##### (2) 流行時の対策

- ① 当会職員を2班に分けて編成し、交代勤務(在宅勤務)を導入する。
- ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。



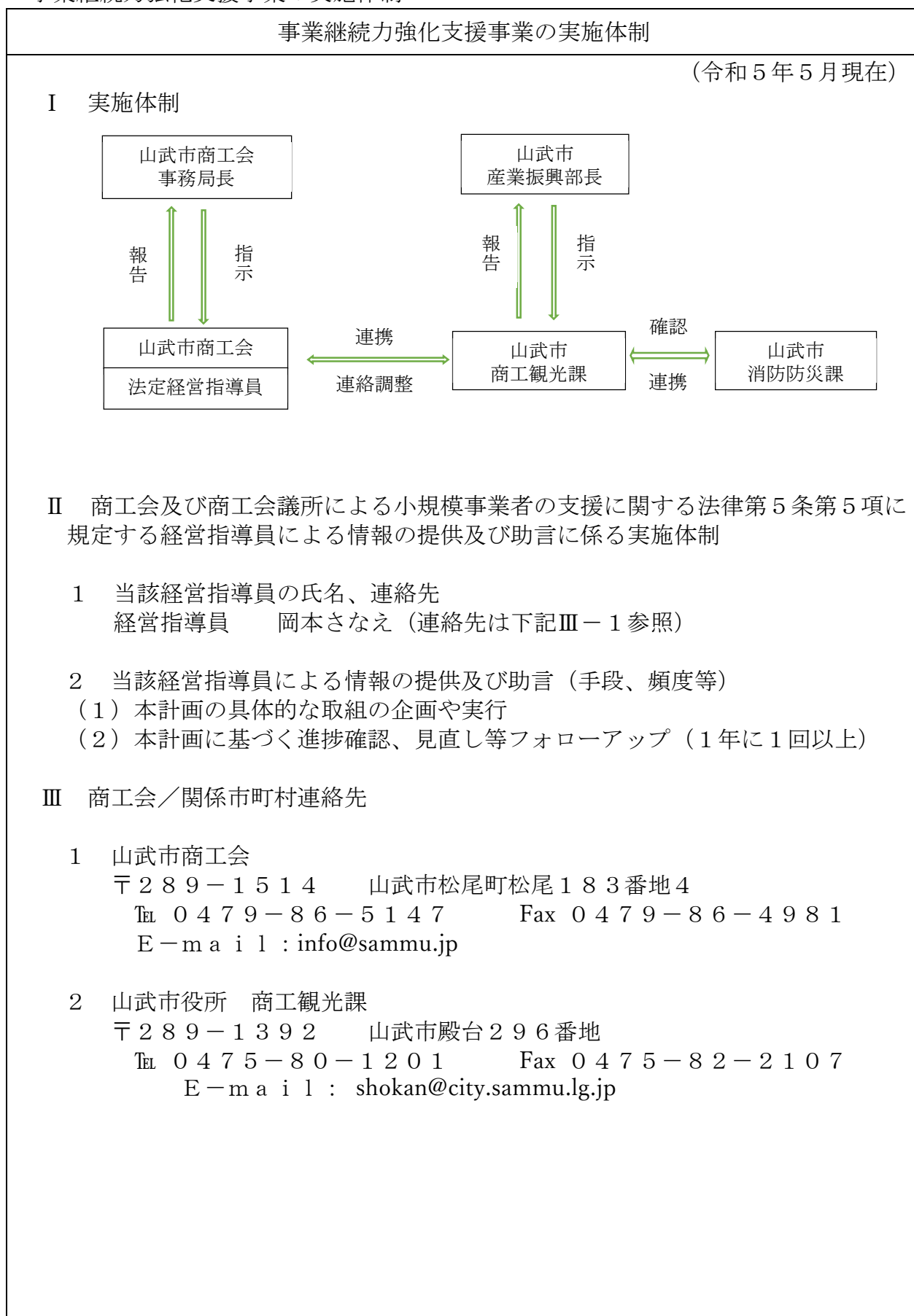
- ③ マスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ④ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
BCP策定個別 相談会開催費 通信費他	10	10	10	10	10
防災備品 購入費	140	140	140	140	140

調 達 方 法

会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、市補助金等